

甲府市告示第265号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和7年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

「(仮称) 甲府市子ども応援拠点施設」における効果的な運営方法の具現化に向けた支援等業務

2 業務概要

“こどもを中心に様々な世代が交流する”複合施設の整備にあたり、ソフトとハードの関係性を強めた効率的な施設整備の実現と効果的な運営方法の具現化に向け、本市の財政負担の軽減策を講じながら、本施設の整備に係る準備業務を包括的に支援する。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされ

ていないこと。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本市における物品競争入札参加資格者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。
- (7) 本市の入札参加資格を有していない場合は、この公告の日から入札の日までの間に、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けている日が含まれていないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場合については、甲府市税の未納がないこと。
- (9) 本業務に類似する十分な実績を有していること。

5 手続等

- (1) 実施要項、企画提案書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については、実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課（担当：石坂）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

TEL 055-288-0351（直通）

FAX 055-237-5356

電子メール kodomosomu@city.kofu.lg.jp